

令和 6 年 第 3 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 6 年第 3 回水巻町議会定例会は、令和 6 年 9 月 3 日 10 時 00 分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1 番	白 石 雄 二	8 番	岡 田 選 子
2 番	山 口 秀 信	9 番	井 手 幸 子
3 番	松 野 俊 子	10 番	中 山 恵
4 番	水ノ江 晴 敏	12 番	近 藤 進 也
5 番	亀 元 公 一	13 番	住 吉 浩 徳
6 番	廣 瀬 猛	14 番	高 橋 恵 司
7 番	名 倉 亮 介		

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長・吉田 功

係長・野村 育美

主査・藏元 竜治

4. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町長	美浦 喜明	子育て支援課長	松井 努
副町長	荒巻 和徳	福祉課長	船津 未華
教育長	小宮 順一	健康課長	植田 英次郎
総務課長	増田 浩司	建設課長	北村 賢也
企画課長	手嶋 圭吾	産業環境課長	大黒 秀一
財政課長	洞ノ上 浩司	下水道課長	佐藤 治
住宅政策課長	古川 弘之	会計管理者	寺田 裕彦
税務課長	土岐 和弘	学校教育課長	高祖 瞳
住民課長	川橋 京美	生涯学習課長	服部 達也
地域づくり課長	藤田 恵二	図書館・歴史資料館館長	山田 美穂

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和 6 年 9 月 定例会
(第 3 回)

本会議 会議録

令和 6 年 9 月 3 日

水巻町議会

令和 6 年 第 3 回水巻町議会 定例会 会議録

令和 6 年 9 月 3 日
午前 10 時 00 分開会・開議

議 長 (白石雄二)

出席 13 名、定足数に達していますので、ただいまから令和 6 年第 3 回水巻町議会定例会を開会いたします。

この際、諸般の報告を行います。第 2 回定例会閉会後の、去る 6 月 18 日に日本共産党より会派の異動が提出されましたので、同日付で受理いたしました。

諸般の報告を終わります。

日程第 1 議席の変更について

議 長 (白石雄二)

日程第 1、議席の変更について。これより、議席の変更を行います。

会派構成の変更に伴い、水巻町議会会議規則第 4 条第 3 項の規定により、お手元の配布しました議席表のとおり、議席の一部を変更いたします。変更のある方は、議案書をもって新議席に移動、着席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 01 分 休憩

午後 10 時 01 分 再開

議 長 (白石雄二)

再開いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名について

議 長 (白石雄二)

日程第 2、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に、3 番 松野議員、4 番 水ノ江議員を指名いたします。

日程第 3 会期について

議 長 (白石雄二)

日程第 3、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より 9 月 25 日まで、23 日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議なしと認めます。よって会期は、9月25日まで23日間と決しました。

日程第4 同意第1号

議長（白石雄二）

日程第4、同意第1号 水巻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めるます。町長。

町長（美浦喜明）

同意第1号 水巻町教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員、福田広子氏の任期が、令和6年9月29日で満了になることに伴い、後任として増田仁美氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

よろしく、お願ひいたします。

日程第5 同意第2号

議長（白石雄二）

日程第5、同意第2号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めるます。はい。町長。

町長（美浦喜明）

同意第2号 水巻町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

固定資産評価審査委員会委員、大貝純治氏の任期が令和6年9月30日で満了となりますが、再度選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。

よろしく、お願ひいたします。

日程第6 認定第1号 / 日程第7 認定第2号 / 日程第8 認定第3号 / 日程第9 認定第4号

議長（白石雄二）

日程第6、認定第1号 令和5年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第2号 令和5年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第3号 令和5年度水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第9、認定第4号 令和5年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定について、4案件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めるます。はい。町長。

町長（美浦喜明）

認定第1号 令和5年度水巻町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和5年度水巻町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和5年度

水巻町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和5年度水巻町公共下水道事業会計決算の認定について、以上につきましては、一括して提案させていただきます。

認定第1号から第4号までの4案件は、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。

よろしく、お願ひいたします。

議 長（白石雄二）

引き続き、監査委員に監査報告を求めます。加藤監査委員。

監査委員（加藤博道）

代表監査委員の加藤でございます。

初めに、令和5年度水巻町一般会計、特別会計及び公共下水道事業会計の決算審査結果についてご報告いたします。

決算審査意見書の17ページをお開きください。審査の対象は、令和5年度水巻町一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び公共下水道事業会計決算であります。各会計の決算書及び関係書類などを基に審査しました結果、各会計とも予算の目的に沿って執行されており、計数は正確で、年度末における収支残高も、金融機関発行の残高証明書により適正に管理されていることを確認いたしました。

それでは、決算の概要を申し上げます。

まず、一般会計決算ですが、歳入決算額127億6,448万円。歳出決算額120億1,140万円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は、7億5,308万円の黒字決算であります。繰越財源として翌年度に5,155万円を繰り越し、財政調整基金に3億6,000万円を積み立てたため、翌年度への純繰越金は3億4,153万円となっております。

決算規模を見てみると、歳入決算額、歳出決算額ともに前年度より増加しております。

歳入決算額は前年度と比較すると3億3,456万円、率にして2.7%増加しました。寄附金や町債が減額となった一方、諸収入や繰入金及び財産収入が大きく増額となったことにより、歳入全体で増額となりました。歳入の根幹となる町税については、町民税及び固定資産税が大きく増額となっており、収納率についても、前年度より下がったものの、引き続き高い収納率を維持しています。

歳出決算額も同様に、対前年比で2億2,581万円、率にして、1.9%増加しました。

その内容を、目的別で見てみると、その構成の約46%を占めている民生費については、前年度から引き続き取り組んだ物価高騰対策事業や町独自の生活支援臨時特別給付金事業に加え、障害福祉サービス事業など経常的な扶助費の増額により、4.45%増加しました。商工費は、事業者支援事業が終了したことで、59.85%の大幅な減少となりました。土木費については、JR工事負担金の減少及び頃末南地区都市再生整備事業が完了したことにより、21.34%の減少となりました。教育費では、伊左座小学校北校舎増築工事などを行ったことや学校給食費の公会計化により賄材料費を計上することになったことで、33.69%の大幅な増加となりました。

また、歳出決算額を性質別で見てみると、義務的経費については、人件費は減少したものの、扶助費が引き続き増加傾向にあるため、3億2,270万円、構成比では1.82%の上昇となりました。消費的経費は、前年度に実施した事業者支援事業などが減額となり、補助費等が減少したことで2億5,697万円、構成比では2.69%の減少となりました。投資的経費は3,537万円、構成比では0.12%の上昇となりました。その他の経費は、公共施設等整備基金や職員退職手当準備基金などに積立てを行ったことで、1億2,471万円、構成比では0.74%の上昇となりました。

本年度の総括ですが、決算は先ほど申し上げたとおり、歳入額、歳出額ともに増加し、決算規模はコロナ禍の令和2年度以来3年ぶりに増加に転じました。

歳入については、町税において高い収納率を維持していることは、担当職員の日々の成果であると高く評価しています。今後も納税者の利便性の向上を図るとともに、積極的な滞納処分を継続していただきたいと思います。

また、国の制度改正の影響により、ふるさと応援寄附金が大幅な減額となっているため、町の特色や資産を活用し、施設命名権の導入やマンホール広告をはじめとした、施設での広告掲載など新たな自主財源の確保策を早期に確立していただきたいと強く要望いたします。

続いて歳出については、今後多くの財源が必要になると見込まれるため、住民にとって優先順位を十分考慮した上で、事業の選択を行い、住民サービスの向上を図るとともに、それぞれの事業効果を検証し、効率的かつ効果的な事業運営に努めていただきたいと思います。

今年度約5億3,000万円生じた不用額については、事業によってやむを得ないものもあると思われますが、予算の適正額の確保と適時・的確な見直しに努めていただきたいと思います。

また、令和6年度より公金事務の取り扱いについて、事務の見直しが求められています。地方自治法及び地方財政法では、最少の経費で最大の効果を上げるように努めることとされていますので、予算執行にあたっては、コスト意識を持ち、効果的な予算の執行に努めていただきたいと思います。

以上のことから、本町の財政状況を総合的に判断いたしますと、依然として社会経済情勢が厳しい状況にある中、おおむね健全であると認められます。しかしながら、財政の弾力性を示す経常収支比率が前年度より悪化していることから、今後とも自主財源の確保や経常経費の削減などを図るとともに、計画的な財政運営により、財政基盤の強化に努めていただきたいと思います。

最後に、繰り返しになりますが、限られた財源を有効活用するため、職員一人一人が徹底したコスト意識と創意工夫による事務事業の見直しを行うことなどにより、効率的・効果的な予算の執行に努めるとともに、各部署において、自らが担当した事業に対する評価を行い、次の予算に反映していただきたいと思います。

また、財源確保のため、今後は新たな自主財源の創出のほか、国、県の補助制度や有利な起債の積極的な活用、受益者負担の観点に立った適正な施設使用料等の検討、町税を含めた未収入金の縮減を図っていただきたいと思います。

続いて、特別会計ですが、本町の特別会計は、国民健康保険事業特別会計と後期高齢者医療特別会計です。

国民健康保険事業特別会計については、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支は3,793万円の黒字決算でしたが、一般会計からの赤字補填繰入れである、その他の繰入金や前年度繰越金を差し引くと、5,510万円の赤字決算となっています。

また、後期高齢者医療特別会計の形式収支は、1,984万円の黒字決算となっています。

2つの特別会計のそれぞれの決算規模を見てみると、被保険者の異動により、国民健康保険事業特別会計は年々減少する一方、後期高齢者医療特別会計は年々増加しています。なお、国民健康保険における加入世帯数及び被保険者数は減少しているものの、1人当たりの医療費が年々増加しており、後期高齢者医療保険における被保険者数は年々増加とともに、1人当たりの医療費も高い水準の横ばいで推移しています。このように国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計ともに、高齢化の進行や医療の高度化などにより、医療費の増加傾向は続いているものと思われます。

国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計とともに、事業の財政運営は、県及び広域連合が行っていますが、町としても健康診査や保健指導等の内容のより一層の充実を図るとともに、住民の健康寿命の延伸に向けて、引き続き適正な運営に努めていただきたいと思います。

続いて、令和5年度水巻町公共下水道事業会計についてでございます。28ページをお開きください。

公共下水道事業における令和5年度の資金収支は6,332万円の減額となりました。業務活動による資金収支は1億6,848万円の黒字ですが、投資活動及び財務活動の赤字がマイナスの要因であります。投資活動による資金収支は、有形固定資産の取得に要する資金収支と国庫補助金等の収入に左右される現状となっています。

今後も下水道設備の拡充に伴う投資が数年間続くと見込まれること、また既存設備の改築更新についても投資が必要となってくることから、資金のマイナスは継続するものと考えられます。財務活動による資金収支は公債の返済により黒字化は見込めない状況であることから、本事業年度並みの資金需要が継続すると、4年後には資金が枯渇すると考えられます。

以上のことから、令和5年度に改定した公共下水道事業経営戦略に基づき、継続して経営の健全化に努めていくことが重要であると考えます。担当部署並びに執行部におかれましては、この現状に真摯に向き合い、将来の展望を見据えた議論を進めていただきたいと思います。

続いて、令和5年度定額資金運用基金運用状況調書の審査についてご報告いたします。29ページをお開きください。

対象の定額資金運用基金は、国民健康保険高額療養資金貸付基金と国民健康保険出産資金貸付基金であります。期間中の基金の運用はなく、本年度中の基金の増減と年度末残高を確認いたしております。

続いて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率の審査についてご報告いたします。資料は別冊の水巻町財政健全化判断比率等審査意見書の2ページから4ページにかけてでございます。

財政健全化判断比率については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率において、国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また公営企業

における資金不足比率についても資金不足なしであることを確認いたしました。

以上、令和5年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業会計の決算審査及び定額資金運用基金運用状況調書の審査並びに財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についての決算報告といたします。

日程第10 議案第24号

議長（白石雄二）

日程第10、議案第24号 水巻町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町長（美浦喜明）

議案第24号 水巻町国民健康保険条例の一部改正について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、国民健康保険法に基づき設けている罰則規定のうち、被保険証の返還に応じない者に関する部分を削るなど、所要の改正を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第11 議案第25号

議長（白石雄二）

日程第11、議案第25号 水巻町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町長（美浦喜明）

議案第25号 水巻町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について。

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年11月1日から施行されることに伴い、本条例において引用する箇所について、所要の改正を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第12 議案第26号

議長（白石雄二）

日程第12、議案第26号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。はい。町長。

町長（美浦喜明）

議案第26号 水巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

について。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正され、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における満4歳以上の児童に対する職員配置の最低基準について見直しが行われ、これを踏まえて、満3歳の児童に対する職員配置についても併せて見直しが行われました。

この改正を踏まえ、本条例についても同様の改正を行うものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第13 議案第27号

議長（白石雄二）

日程第13、議案第27号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求める。町長。

町長（美浦喜明）

議案第27号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第14 議案第28号 / 日程第15 議案第29号

議長（白石雄二）

日程第14、議案第28号 高松町営住宅外部改善（11号棟）工事の請負契約の締結について及び日程第15、議案第29号 高松町営住宅外部改善（13号棟）工事の請負契約の締結についての、2案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求める。はい。町長。

町長（美浦喜明）

議案第28号 高松町営住宅外部改善（11号棟）工事の請負契約の締結について、議案第29号 高松町営住宅外部改善（13号棟）工事の請負契約の締結について、以上2件の議案につきましては、高松町営住宅地内の11号棟及び13号棟の外部改善工事であり、関連がありますので一括提案させていただきます。

これら2件の工事について、令和6年7月31日、指名競争入札に付した結果、落札者と請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

なお、高松町営住宅外部改善（11号棟）工事の契約の相手方は、北九州市小倉南区八重洲町7番55号、株式会社カヤ工業 代表取締役 鬼塚昌憲氏で、契約の金額は5,928万2,300円、高松町営住宅外部改善（13号棟）工事の契約の相手方は、北九州市小倉南区北方二丁目6番2号、株式会社コンステック北九州営業所 所長 今用真樹氏で、契約の金額は、5,878万9,500

円です。

よろしく、ご審議をお願いいたします。

日程第 16 議案第 30 号

議 長（白石雄二）

日程第 16、議案第 30 号 令和 6 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 30 号 令和 6 年度水巻町一般会計補正予算（第 2 号）について。

今回の補正予算は、国の児童手当法の改正に伴う児童手当給付事業費の経費を計上するほか、予算不足が見込まれる事業について増額補正をするなど、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,700 万円を追加し、119 億 6,100 万円としております。

歳出予算につきましては、まず、民生費において、児童手当給付事業費を 7,112 万 7,000 円、物価高騰の影響を受けている私立保育所等に対し、食材費高騰分を助成する私立保育所等給食支援費補助金を 869 万 4,000 円計上しております。

次に、当初予算に計上しております第二保育所給食調理等業務委託料については、プロポーザルが不調に終わり、年度内に事業着手が見込めないことから 1,500 万円を、商工費において当初予算編成後に福岡県のプレミアム付き商品券発行に係る助成率が確定したため、地域活性化事業補助金について不用が生じておりますので、600 万円をそれぞれ減額しております。

最後に、猪熊小学校・頃末小学校給食調理等業務委託料（延長分）、水巻町第二保育所給食調理等業務委託料（延長分）につきまして、債務負担行為の設定をお願いするものです。また、児童クラブ運営等業務委託料につきましては、債務負担行為の変更を行います。

歳入予算につきましては、国庫支出金 7,612 万 8,000 円、県支出金 262 万 8,000 円を増額しています。また、前年度繰越金 1,175 万 6,000 円を減額しています。

よろしくご審議をお願いいたします。

日程第 17 議案第 31 号

議 長（白石雄二）

日程第 17、議案第 31 号、令和 6 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 31 号 令和 6 年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について。

今回の補正予算は、国民健康保険法施行規則の一部改正により、国民健康保険被保険者に係る限度額適用認定証等の様式変更への対応に係る予算について、増額の補正をお願いするものです。予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 45 万円を追加し、32

億 3,745 万円としております。

歳出予算につきましては、国民健康保険システム改修委託料を 45 万円増額しております。

また、歳入予算といたしましては、国庫支出金を 45 万円増額しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 33 分 散会